

11月号



おおもり青色便り

No.0658

一般社団法人 大森青色申告会

令和2.11.1



会勢拡大運動展開中!!



青色申告会では、10月1日から11月30日までの期間、「青色申告制度の普及と会員募集運動」の強化月間を行っています。青色申告をされていない方(白色申告をされている方)には青色申告に、青色申告会にご入会いただいたいなには入会いただくように勧奨運動を行っています。

勧奨運動期間は会員募集キャンペーンを実施しております。ご入会手続き時に「大森青色申告会の立て看板を見た」とお伝えいただきご入会いただくと、ナント!当会の入会金6,000円とご入会日から令和2年12月分までの会費が無料になるお得なキャンペーンです。期限は令和2年11月30日までにご入会の手続きを完了された方です。是非、お近くのお知り合いをご紹介ください。



お知り合いをご紹介下さい

皆様のお知り合いの方・ご近所の方で...

新しく事業を始めた方

アパート経営をされている方

同業者の方

その他確定申告をする方

ご紹介いただいた方にも、お知り合いの方にも嬉しい特典をご用意しております!



固定資産税・都市計画税の軽減措置継続に対する要望を
大田区長、大田区議会議長に陳情書を提出!

去る令和2年8月31日(月)、大田区役所において「固定資産税・都市計画税の軽減措置」に対する継続要望を大田区長、大田区議会議長へ陳情してまいりました。また、都議会議員にも陳情し、都議会議長にも陳情書を提出いたしました。

当会会報10月号と一緒に「陳情はがき」をお配りいたしましたが、皆様のお知り合いの都議会議員へ送付していただくことで「固定資産税・都市計画税の軽減措置」が継続されます。是非、ご協力を願っています。



(1)

おうちの建て替えを考えている方

間取り変更やリフォームを考えている方 不動産管理を楽にしたいと考えている方

大森青色申告会では、パナソニックホームズと旭化成ホームズと提携しています。契約が成立すると会員の皆様に有利な特典もございます。事務局にパンフレットも常設していますので是非ご活用ください。しつこい営業などはありませんのでお見積りなどお気軽にご利用ください。



【2020年に土地や建物・株式等の譲渡を行った方へ】

土地や建物・株式等の譲渡をされた方は、事業所得や不動産所得等とは別に税金を計算します。

何度か会報等でお知らせしていますが、土地や建物・株式の譲渡がある方は事前相談が必要です。

【事前相談を受けた方】※ご自身で計算書類を作成した方も含む

「譲渡所得の内訳書」又は「株式等に係る譲渡所得等の計算明細書」を作成済みなので、ほかの所得と併せて青色申告会で提出することが出来ます。

★本年より株式等については「特定口座」での取引のみ限定とさせていただきます。

★事前指導を受けずにご自身で作成した書類はチェック致しかねます。

【事前相談を受けていない方】

「譲渡所得の内訳書」又は「株式等に係る譲渡所得等の計算明細書」は未作成なので、譲渡所得に係る書類を作成できません。それ以外の計算はできますが、最終的には管轄税務署で指導を受けていただくことになります。

確定申告期間のお知らせ

令和2年分確定申告決算作成の時期も近づいて参りました。今回も昨年同様に予約制にて開催させていただきます。11月下旬~12月上旬頃郵送にて、ご送付いたします。必ずご確認ください。

年末年始 業務案内

年末は

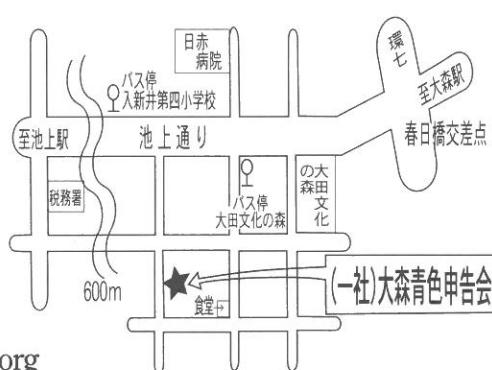
令和2年12月25日(金) 午後5時まで

年始は

令和3年1月7日(木) 午前9時より
よろしくお願いいたします。

一般社団法人 大森青色申告会

責任者 会長 德永 洋昭
大田区中央3丁目10-18
TEL: 03 (3771) 8859
FAX: 03 (3773) 6388
Eメール: aoiro-o@nifty.com
URL: <https://www.oomori-aoiro.org>



予約制 事務局に申込み
時間 申込順で30分位

無料法律相談日

11月12日(木)
11月26日(木)

保険の相談
ご希望の方は事務局迄

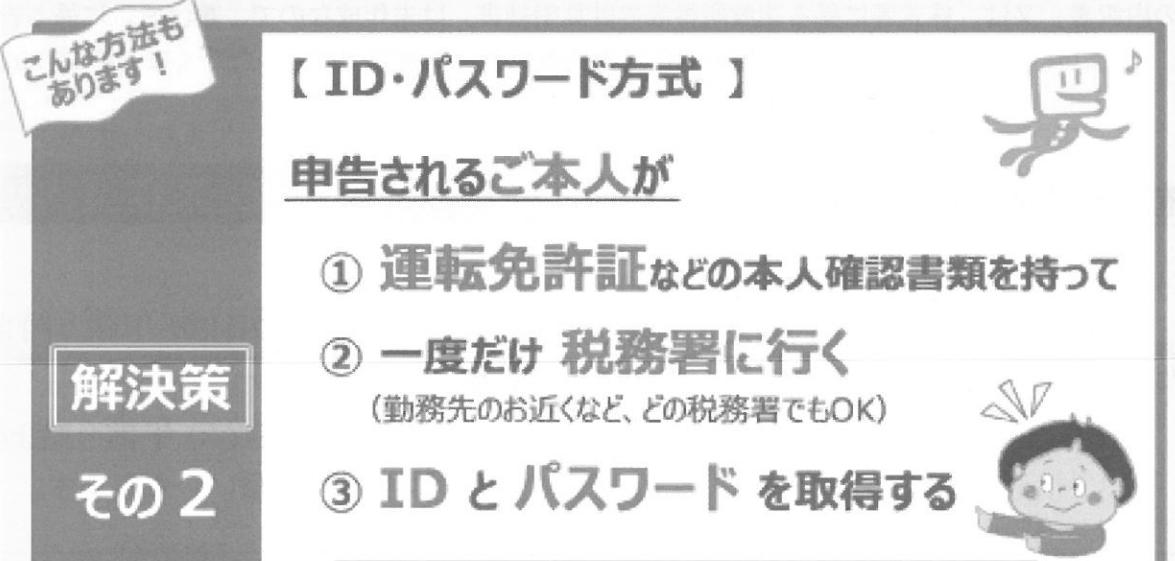
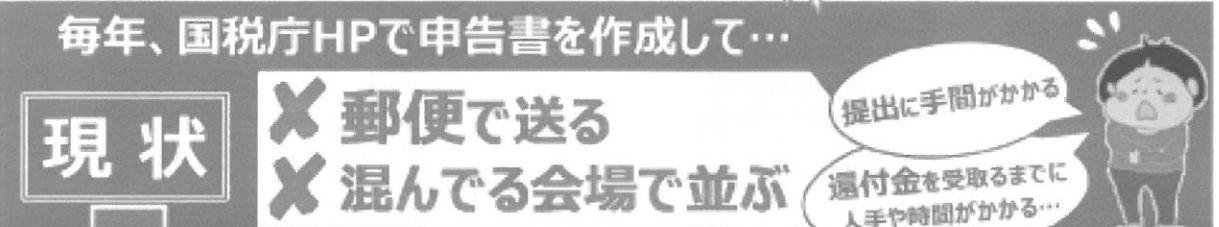
(4)

おお青色便り▶▶▶

～大森税務署からのお知らせ～

ご家族・従業員の方へお伝えください。特に給与所得者にオススメです。

パソコン・スマホでe-Tax確定申告



[IDとパスワードを取得すれば、マイナンバーカード等をお持ちでない方も自宅からe-Taxを利用することができます。]

* ID・パスワード方式は、国税庁HPの確定申告書作成コーナーで利用できます。
* ID・パスワード方式は、暫定的な対応です。お手数にマイナンバーカードの取扱いを承ります。
* メッセージボックスの開設には、マイナンバーカード等が必要です。



申告会事務局での指導日程について…

① 消費税個別相談会…予約制

令和2年12月1日(火)～同年12月25日(金)

令和元年の確定申告で初めて収入合計が1,000万円を超えた方は、「消費税課税事業者届出書」の提出が必要となります。消費税の計算方法には本則課税か簡易課税かの選択ができます。本則課税・簡易課税とは消費税の計算方法で、消費税の確定申告をしたときこの計算方法で税額が大きく変わってくる場合があります。この課税方法の選択は令和2年12月末営業日までに届出の提出が必要となりますので、収入の合計が1,000万円を超えた方は必ず申告会で相談を受けてください。また、今まで消費税の課税事業者の方で令和元年分の課税売上額が1,000万円を下回った方や令和3年に消費税の計算方法を変更したい方も各種届出が必要となりますので必ず申告会で相談を受けてください。

② 新規入会者個別相談…予約制

令和2年12月1日(火)～同年12月25日(金)

令和2年に当会にご入会された方はこの機会に必ず記帳相談を受けてください。記帳を全くされていない方や難しくて記帳できそうもない方のご相談もお受けいたします。悩みと一緒に解決しましょう!!

③ 弥生会計ソフト利用者の個別相談会…予約制

令和2年12月1日(火)～同年12月25日(金)

パソコンをご持参できる方はパソコンを、ご持参できない方はバックアップデータ(USBメモリー等)もしくは帳簿等を印刷して事前相談をお受けください。

④ その他のご相談…予約制

令和2年12月1日(火)～同年12月25日(金)

不動産や株式等を譲渡された方、新たに住宅ローンで自宅を購入された方、また例年と違う特殊事情等があった方等もこの期間に必ず事前相談をお受けください。

マル経融資のご案内

融資対象	従業員20人以下 (商業・サービス業五人以下) の法人・個人	用途	返済期間	使途	返済資金	期限額	利率
●	●	●	●	●	●	●	●

※通常利率から〇、九%引き下げ
●審査の結果、ご希望に沿えない場合があります。予めご了承ください。

◆審査の結果、ご希望に沿えない場合があります。予めご了承ください。

◆ご相談・お申し込みは
東京商工会議所大田支部
電話(三七三四)一六二一
大田区南蒲田一-二〇一〇
大田区産業プラザ五階

●満たした方は当初三年間実質無利子となります。詳細は左記までお問い合わせください。

安心な国の融資制度
「マル経融資」

をご存知ですか？

マル経融資は、商工会議所の推薦にもとづく、日本政策金融公庫の保証も不要の融資制度です。会員非会員問わずご利用いただけます。